



ポケモンGOと院内衝突事故

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一朗

Q 質問1 地域の基幹病院院長ですが、最近、当院に来院した患者・家族がスマホでポケモンGOをプレイしながら廊下をうろつく姿を見かけるようになりました。そのため、廊下を急いで移動する救急隊員や当院職員とのニアミスが発生しており、いずれ深刻な衝突事故が発生するのではないかと心配です。当院としては、事故防止のため、院内でのポケモンGOのプレイを全面的に禁止したいのですが、どうすればよいでしょうか。

質問2 当院の廊下で配膳車と患者の衝突事故が発生し、患者が怪我をしました。当院職員Aの話では、Aは注意して前方を見ながら配膳車を押していたのですが、急に病室から廊下に出てきた患者Bが小柄な方で配膳車の陰になって全く見えなかったため、そのまま衝突し、Bが転倒して骨折したとのこと。

このような場合、当院は、損害賠償を支払う義務がありますか。

A 回答1 昨年からスマホ用のゲームアプリ「ポケモンGO」が世界中で大流行しており、これによる交通事故が多発しています。このゲームの特徴は、ゲーマーが各地を移動しながらモンスターに遭遇し、これを捕えてコレクションするものです。ゲーマーは、より多くの種類のモンスターを捕えるために、モンスターが出そうな場所に出かけて行く必要があります。そのため、公共交通機関の駅やデパート、商店街、公園などの施設にゲーマーが出没するようになり、ついに、地域の基幹病院にまでゲーマーが侵入するようになりました。

しかし、病院は診療の場所であって、ゲームの場所ではありません。また、院内での衝突事故防止は院長の責務ですから、院長の権限で、院内でのポケモンGOのプレイを禁止し、それを院内掲示により来院者に周知させる必要があります。

質疑応答の末尾に院内掲示の文例を示しますので、参考にして下さい。

回答2 結論 病院には、損害賠償責任があると判断します。

理由 今回の衝突事故は、前方に死角のある状態で配膳車を押していたAと病室から急に廊下に出てきたBの双方に過失があると思われます。しかし、配膳車の安全運行についての責任は、病院側にありますので、患者が小柄だったので見えなかったという弁解では、免責されません。そこで、病院が加入している損保会社に保険事故報告書を提出し、その指示に従って示談解決することをお勧めします。その場合、双方に過失があるので、過失相殺の法理により、示談金が減額されることになります。

なお、衝突事故の再発防止対策については、質疑応答の中で述べます。



医師：回答1に従って、院内でのポケモンGOのプレイを禁止したいのですが、プレイを禁止することによって、患者家族から訴えられる心配はないでしょうか。

弁護士：病院内での衝突事故防止のため、適切な対策を講じることは、院長の責務です。また、ポケモン禁止の院内掲示をして、院内へのゲーマーの侵入を防ぐことは、院長の施設管理権に基づくものであり、正当です。

医師：それでは、早速、院内掲示を出すことにします。しかし、院内掲示を無視して院内でポケモンGOをプレイしている者を発見した場合には、どうすれば良いのでしょうか。

弁護士：プレーヤーに対してプレイ中止を要請し、従わない場合は、ただちに院外への退去を要求します。

医師：それでも相手が退去しない場合は、どうすれば良いのでしょうか。

弁護士：退去要求に従わない場合は、刑法の不退去罪が成立しますので、警察に通報すべきです。

医師：回答2では、双方に過失があるという判定ですが、Aは「注意して前方を見ながらゆっくり配膳車を押していたが、急に病室から廊下に出てきた患者Bが小柄な方で配膳車の陰になって全く見えなかった」と述べています。その場合、Aに過失はないのでしょうか。

弁護士：大きな配膳車を後ろから押す場合、必ず前方に死角ができます。従って、配膳車の安全運行対策としては、職員を2人体制にし、一人は前方で安全確認をしながら配膳車を引っ張り、一人は後方で安全確認をしながら押す方式が望ましいと考えます。

医師：しかし、職員不足の当院では、2人体制は困難です。

弁護士：職員一人で運行する場合は、必ず配膳車の前に立って安全確認をしながら配膳車を引っ張る方が良いと思います。この方式だと、前方に死角がないので、今回の衝突事故も防ぐことができたのではないのでしょうか。

医師：それでは、保険会社と相談して、示談で解決したいと思いますが、その場合、病院が患者と示談交渉をすることになりますか。

弁護士：軽微な事故なら、病院事務長が患者と交渉して示談するケースもあります。しかし、今回は、骨折事故ですから軽微な事故ではありません。そのうえに、過失相殺を患者に納得してもらう必要があるので、保険会社に弁護士選任を依頼することをお勧めします。その場合、弁護士費用は、損害保険会社が負担します。

参考法令

住居侵入罪・不退去罪に関する条文
刑法第130条

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

過失相殺に関する条文
民法第722条2項

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

ポケモンGO禁止の院内掲示の文例

ポケモンGO禁止のお知らせ

当院の建物内および敷地内でのスマホゲーム「ポケモンGO」を禁止します。

当院内での「ポケモンGO」は、救急隊・職員・他の患者様との衝突事故の原因となるので、絶対にお止め下さい。

もし、この掲示に違反した場合は、刑法第130条に基づき、建造物侵入罪もしくは不退去罪で警察に通報します。

〇〇病院院長

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。